

## 食品安全モニターからの報告（17年12月分）について

食品安全モニターから12月中に、54件の報告がありました。

### 報告内容

#### <意見等（一般報告）>

・ 食品安全委員会活動一般関係	1件
・ リスクコミュニケーション関係	4件
・ BSE関係	23件
・ 鳥インフルエンザ関係	4件
・ 農薬関係	1件
・ 汚染物質関係	1件
・ 新開発食品関係	1件
・ 食品衛生管理関係	6件
・ 食品表示関係	1件
・ その他	11件

<情報提供> 1件

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例）食品安全モニターの職務経験区分：

#### 食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

#### 食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

#### 医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

#### その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

## 1. 食品安全委員会活動一般関係

### 食品安全モニター活動を通して考えること

食品安全モニター活動を通し、多くの情報や知識を得ることができ、嬉しく思っています。一般国民が食品安全委員会の存在や活動を知り、食の安全に関する情報を共有するために、テレビ、新聞の活用や住民全戸に配布される「市政だより」や「公民館だより」等に食品安全委員会が発信する情報コーナーを設けること、また小さな自治体での分かりやすいシンポジウムや説明会の実施などを考えてはいかがでしょうか。

(福岡県 女性 69歳 医療・教育職経験者)

### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、食品の安全性や当委員会の取組などについて、国民の皆様には知識と理解を深めていただくため、当委員会のホームページをはじめとして、当委員会が発行する季刊誌やパンフレットの他、様々な媒体や機会を通じて、情報の提供に努めているところです。

こうした食品の安全に関する情報提供等については、自治体とその共有化を図りつつ、連携して国民の皆様には提供していくことも大変重要であると考えており、自治体と情報や意見の交換を行う連絡会議を定期的で開催しているほか、平成16年1月に高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、関係府省から自治体に対し、正確な情報の伝達とともに、住民への広報を依頼したところです。さらに、自治体を実施する地方での意見交換会への講師派遣や共催などにも積極的に取り組んでいるところです。

また、食品の安全性に関する情報が広く国民の皆様には正確に周知される上で、報道の果たす役割は大きいことから、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会を定期的の実施しているところです。

今後とも引き続き、御指摘いただいた御意見を参考にしながら、こうした取組を通じて食品の安全性についての情報の普及に努めてまいります。

## 2. リスクコミュニケーション関係

### 米国・カナダ産牛肉に関する意見交換会に参加して

福岡会場で米国・カナダ産牛肉に関する意見交換会に参加した。プリオン専門調査会の評価結果案の取りまとめをホームページを通して読んだ後でのタイムリーな企画だった。評価案についての専門調査会委員の講演は、難解な内容を理解するのに役立った。

(福岡県 男性 54歳 食品関係業務経験者)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関して、平成17年11月2日から4週間にわたり意見・情報の募集を行うとともに、意見・情報の募集期間中の11月14日から11月22日まで、「米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会」を全国7都市で開催し、延べ905名の方に御参加いただきました。

各会場とも、プリオン専門調査会専門委員による講演の後、消費者、生産者、食品関連事業者等のパネリストによるパネルディスカッションと会場参加者との意見交換を行いました。

会場で御協力いただきましたアンケート結果によると、評価案を「理解していた」又は「理解していなかった」と回答した人のうち、それぞれ半数以上の方が意見交換会参加後に「理解が深まった」と回答しています。

今後とも、皆様からの御意見を参考にしながら、より良い意見交換会になるよう努めてまいります。

なお、意見交換会の概要、アンケート結果等につきましては、当委員会のホームページに掲載しておりますので、是非御覧ください。

[http://www.fsc.go.jp/koukan/zenkoku\\_risk17bse/zenkoku\\_risk17bse.html](http://www.fsc.go.jp/koukan/zenkoku_risk17bse/zenkoku_risk17bse.html)

### 「米国・カナダ産牛肉等への対応」の説明会コミュニケーションのあり方

平成17年12月16日、広島会場における「米国・カナダ産牛肉等の輸入についての説明会」に出席した。そこで、今後の十分なリスクコミュニケーションのために以下のことを提案したい。急遽の開催 主催者側の一方的説明と司会の進行 難聴者への配慮の欠如は改善すべきである。また、国関係のモニター等への説明も必要である。

(広島県 男性 70歳 医療・教育職経験者)

#### 【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

御意見を賜りありがとうございます。

意見交換会等の開催につきましては、今後とも皆様からの御意見を踏まえ工夫をしていきたいと思っております。しかしながら、案件の内容等により速やかな開催がやむを得ず必要になる場合もあること、会場や予算の関係もあることを御了承ください。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

### **学校給食に関するリスクコミュニケーションについて**

学校給食において、各食材の原材料名、産地、製造メーカー等、可能な限りの情報提供と、質問、要望が言える窓口の設置を希望する。給食の安全性について、食べる側がリスクコミュニケーションに参加する機会を与えられていない、今の学校給食のあり方は再考する必要があると思います。

(三重県 女性 40歳 その他消費者一般)

### **リスクコミュニケーションの経験から**

兵庫県の「食の安全・安心フォーラム」のコーディネーターをする機会があった。基調講演を受けてのパネルディスカッションを、リスクコミュニケーションと位置づけることについて参加者全員に説明し、共有化するなど、パネルディスカッションの進め方を工夫したことにより、参加者からよい評価を得ることができた。単なる意見表明ではなく、論議を深めることを求めたことがプラスに働いたと思う。「自由な発言」と「勝手な発言」が異なることを、ファシリテーターがしっかりと認識して進める必要があると思った。

(兵庫県 女性 58歳 食品関係業務経験者)

### 3 . B S E 関係

#### 【米国・カナダ産牛肉等全般】

##### B S E 問題

安心して牛肉を食べたいのですが、どうも不安で仕方ありません。米国産牛肉は全頭検査を行っておらず、本当に安全なのでしょうか。そして、米国産牛肉の輸入再開は、かなりリスクがあることなのではないでしょうか。

(埼玉県 女性 30歳 その他消費者一般)

##### 米国産・カナダ産牛肉輸入再開の見通しにあたって

輸入再開にあたっては、国民が納得するよう安心・安全性を伝えていただきたい。また、リスクが発生した場合、どのような措置がとられるのか、国の指針を示してから再開をしていただきたいです。

(大阪府 女性 67歳 その他消費者一般)

##### 米国産牛肉輸入再開に関する内部告発について

プリオン専門調査会の委員の内部告発として、平成17年11月に発行された週刊誌に掲載された「米国産牛肉の安全性に責任は持てない」の記事に不審を募らせている。この記事の内容から考察するに、米国産牛肉の輸入再開は大変危険な行為と思われる。

(宮崎県 男性 70歳 その他消費者一般)

##### 米国産牛肉輸入再開について

米国・カナダ産牛肉の輸入が再開されようとしています。日本の消費者の大半は、その牛肉の安全性が完全に確保されているわけではないことをあまり知らないように思います。周知徹底させる必要性を感じます。

(愛知県 女性 29歳 食品関係業務経験者)

##### 消費者のB S Eに対する意識について

米国産の牛肉輸入については、良いことと思います。しかし、今の基準を遵守していれば米国産牛肉は安心ですとのアピールが不足していると思います。意識の低い小売業者やメーカーは、より利益を出すために、産地を偽装する可能性も考えられます。

(愛知県 男性 43歳 食品関係研究職経験者)

##### 牛肉輸入再開の情報は確実に

北米産の牛肉の輸入が解禁されたが、本当に安全なのだろうか。安心できない肉を家族に食べさせるわけにはいかない。輸入再開に当たり、せめて国としてしっかりした情報提供に努めてもらいたいものです。

(熊本県 男性 45歳 食品関係業務経験者)

##### 米国産牛肉等の輸入再開について

平成17年12月12日、2年ぶりに米国産牛肉等の輸入が再開された。パブリックコメントに寄せられた国民の意見の大半は輸入再開に反対である。食の安全に関する政策決定に消費者の声を反映させる組織体制の実現を早急に望みます。

(福岡県 男性 54歳 食品関係業務経験者)

### **米国産牛肉輸入に向けて**

ある世論調査では、75%の人が輸入された米国産牛肉は食べたくないとの結果が出て、米国産牛肉への根強い不安感が浮き彫りになった。米国の検査体制は日本のものとは異なるので、不安を抱いている。消費者にもっと納得のいく説明をお願いしたい。

(福井県 女性 64歳 医療・教育職経験者)

### **牛肉輸入再開決定に際し、国民への安全性へのPRを**

米国・カナダ産牛肉の輸入再開は、生後20ヶ月以下で危険部位を除去するとの条件を守れば、日本の牛肉と比べリスクの差は非常に小さい等の説明を、国民に対して分かりやすくポスター等でPRしたらいいと思います。

(岡山県 男性 62歳 その他消費者一般)

### **牛肉輸入の条件に飼料についても規制を**

米国産牛肉の輸入が再開されましたが、その条件に畜産物において最重要視されなければならないはずの飼料についての規制が入っていません。これでは全く安全性が裏付けられませんので、早急に規制をお願いします。

(長野県 女性 60歳 食品関係業務経験者)

### **米国産牛の輸入再開に当たって**

米国民が食しているのは放牧牛(牧草主体飼育牛)が中心であり、我が国に輸出される(日本人が好む牛・部位を含む)のは飼料飼育牛であると聞いた。BSE問題は「飼料飼育」時の問題だと思うので、その点を理解する必要がある。

(神奈川県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

## **【日本向け輸出プログラムの遵守等について】**

### **米国・カナダ産牛肉の輸入再開について**

米国での輸出プログラムが順守されているかどうかの検証には、食品安全委員会にも継続的に責任を持って取り組んでいただきたいと思います。また、この問題について、政治的かけひきとは関係なく、引き続き厳しいチェックをお願いします。

(静岡県 女性 40歳 その他消費者一般)

### **米国・カナダ産牛肉の輸入再開について**

米国・カナダ産牛肉が輸入再開の運びとなった。消費者の食への信頼を取り戻すために「生後20ヶ月以下」、「特定危険部位除去」という2つの条件が遵守されるよう、十分な監視をお願いしたい。

(和歌山県 女性 38歳 その他消費者一般)

### **米国産牛肉の輸入再開に当たって願うこと**

特定危険部位を除いた生後20ヶ月以下の牛肉を条件に輸入が再開されたが、牛の月齢を肉骨の成熟度で見たり、加工食品や外食産業に産地表示の適用はない等、不安は多い。確実な査察と水際検査による安全の確保を期待する。

(福岡県 女性 69歳 医療・教育職経験者)

### **北米産牛肉の輸入再開について**

平成 17 年 12 月 12 日に北米産牛肉の輸入再開が決定されましたが、海外での輸出プログラム遵守の徹底とともに、国内でも原産国表示の徹底がなされるように、監視の強化をお願いします。

( 広島県 女性 32 歳 その他消費者一般 )

### **米国・カナダ産牛肉の輸入再開に当たって望むこと**

米国・カナダ産牛肉の輸入再開に当たって管理機関による輸出プログラムの遵守状況を随時、メディアを通じて国民に報告してほしいし、併せて小売業での原産地の不正表示にも監視の強化を図っていただきたいと思います。

( 埼玉県 女性 53 歳 その他消費者一般 )

### **米国・カナダ産牛肉輸入再開**

「生後 20 ヶ月以下」と「脊髄などの特定危険部位を除去する」という 2 つの条件付きで輸入再開が決まったが、この 2 条件を必ず遵守させるよう強い働きかけをしてほしい。また、輸入牛肉が義務教育の給食や病院食に安易に取り入れられるような結果を招かないでほしいと願う。

( 香川県 女性 35 歳 その他消費者一般 )

### **米国産牛肉の解禁について**

政府が行った米国産牛肉の解禁について、歓迎するとともに、今後の牛肉の安心・安全性及びこれらに対するシステムの構築にあたり、相互の信頼関係と誠実な履行を望むものであります。

( 群馬県 男性 69 歳 食品関係業務経験者 )

### **米国産牛肉輸入再開は「拙速」と思う**

新聞の報道によると、平成 17 年 12 月 12 日に、政府は米国産牛肉の輸入再開の正式決定との方針を固めたとある。輸入再開決定後に、米国に専門家を派遣し査察をするとのことだが、査察・調査後に輸入再開を決定するべきではなかったのか。

( 宮崎県 男性 70 歳 その他消費者一般 )

### **【食品安全委員会からのコメント】**

食品安全委員会では、平成 17 年 5 月 24 日、厚生労働省及び農林水産省から、米国・カナダ産牛肉及び内臓に関する食品健康影響評価について意見を求められました。これを受けて、プリオン専門調査会において中立公正な立場から、10 回にわたり科学的な議論を行い、10 月 31 日に同専門調査会において評価結果案を取りまとめました。

その後、11 月 2 日から 11 月 29 日まで、4 週間にわたって評価結果案に対する意見・情報の募集を行うと同時に、11 月 14 日から 11 月 22 日にかけて、全国 7 都市にて意見交換会を開催し、寄せられた御意見・情報をとりまとめた上で、12 月 8 日の食品安全委員会会合において、評価結果案を審議した結果、了承され、同日付けで評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知しました。

評価結果の結論は、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭か

らの SRM（特定危険部位）除去、20 ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国の牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクは非常に小さいと考えられる」とされました。また、米国・カナダ産牛肉等の輸入の再開は、今回の評価の前提となった輸出プログラムの遵守が重要であり、厚生労働省及び農林水産省は、米国及びカナダの管理措置の確認・検証をしっかりと行うとともに、その結果について、国民に十分な説明を行う必要があるとされたところです。

さらに、評価結果の結論の付帯事項として、「米国の BSE の暴露・増幅を止めるためには、BSE プリオンの感染性の 99.4% を占める SRM の利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある」と記述しています。

輸出プログラムの遵守の確保は、厚生労働省及び農林水産省においてこれまでの食品安全委員会の議論を踏まえ、適切に対応されるものと考えておりますが、平成 18 年 1 月 12 日の食品安全委員会会合において、両省より、1 回目の米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察結果について報告を受けたところです。なお、1 月 20 日、せき柱を含む牛肉が確認された件については、今後両省から米国政府による原因究明とその改善策の内容やそれを受けての両省の対応状況について報告を求めつつ、食品の安全性の確保に尽くしていくこととしています。

また、プリオン専門調査会の委員が「米国産牛肉の安全性には責任が持てない」と発言したとする一部の報道に関しての御意見については、発言したとされる専門委員御本人に確認したところ、報道のような発言はしておらず、遺憾であるとのお答えを頂いているところであり、今回取りまとめられたリスク評価書は、科学的議論を尽くした上で、専門委員全員の合意を得て適切に取りまとめられたものですので、御理解いただきたいと思います。

#### 【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

厚生労働省及び農林水産省は、平成 17 年 12 月 12 日、米国産及びカナダ産の対日輸出牛肉（内臓を含む。以下同じ。）について、全月齢の牛からの脳、せき髄等の特定危険部位（SRM）の除去、20 ヶ月齢以下と証明される牛由来の牛肉であること、等の輸入条件が遵守されれば、国産牛肉との BSE リスクの差は非常に小さいとした食品安全委員会の評価結果を踏まえ、輸入を再開することとしました。

これらの輸入条件については、一義的には米国政府等が責任を持って遵守するものですが、厚生労働省と農林水産省としても、実施状況を確認するため、12 月 13 日から 12 月 24 日まで（カナダに関しては 23 日まで）担当者を両国に派遣し査察を行いました。具体的には、米国については 11 ヶ所、カナダについては 4 ヶ所の対日輸出食肉処理施設とこれらの関連施設において、牛の月齢の確認、特定危険部位の除去、日本向け牛肉の適切な識別等の状況について査察を行い、日本向け輸出プログラムの手順書に沿った作業が適正に実施され、輸出プログラムの遵守について特段問題はなかったとの査察結果を 12 月 26 日に公表しました。

また、米国及びカナダ産牛肉については、輸入時に検疫所及び動物検疫所にお

いて、米国農務省及びカナダ食品検査庁が発行した衛生証明書により、輸出プログラムの認定施設において処理された製品であるか、輸出プログラムに適合している貨物であるか等について確認するとともに、保税倉庫において、貨物の表示等を確認することにより、当該衛生証明書と同一の貨物であるか、輸出プログラムの対象外製品や特定危険部位（SRM）が混入していないか等について確認を行ってきています。

なお、1月20日、輸入時に米国から到着したせき柱を含む子牛肉が確認されたため、全ての米国産牛肉の輸入手続を停止しました。輸入を再開するためには、日米間で合意したルールの遵守が必要であり、米国に対し原因究明と再発防止を求めているところです。

飼料については、米国では、米国牛の BSE リスクを低減するため、全ての動物用飼料への 30 ヶ月齢以上の牛の脳、脊髄など、高リスクな原料の使用の禁止、牛由来動物性油脂への基準の導入等を内容とする改正規則案を平成 17 年 10 月に米国官報に提示するとともに、WTO（世界貿易機関）通報を行ったところです。

飼料規制は、牛肉そのものの安全性を直接確保するものではありませんが、BSE 病原体の牛から牛への伝播を防止する上で重要なものであり、また、食品安全委員会の昨年末の答申においても、全頭からの SRM 除去、20 ヶ月齢以下の牛等の輸出条件が遵守される場合には、わが国と米国等のリスクの差は非常に小さいと評価されておりますが、付帯事項として BSE の暴露・増幅を止めるためには、SRM の完全な利用禁止が必須である等の指摘がされているところです。

これらの指摘等を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省が在日米国大使館を通じて、この付帯事項について米国政府に伝達し、特段の配慮を求めるとともに、また、WTO 通報に対しては、SRM の全体を高リスク原料として飼料流通から排除すべき等のコメントを提出したところです。

今後とも飼料規制の内容や遵守状況について情報収集に努め、不適切な事例等があった場合には、改善を求めていくこととしています。

また、消費者に食品の情報を正確に伝える観点から、原産地など品質に関する情報を提供することは重要であるため、平成 12 年 7 月から、牛肉を含む全ての生鮮食品に原産地の表示を義務づけるとともに、平成 13 年 4 月から、外国で製造された加工食品に製造国名を表示することを義務づけています。

国内で製造される加工食品については、平成 16 年 9 月に、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるものとして、品目横断的に生鮮食品に近い 20 食品群を原料原産地表示の対象としたところであり、この中で、「味付けカルビ」、「合挽肉」、「成形肉」などの牛肉加工品もその対象となっています。（約 2 年間の移行期間があり、平成 18 年 10 月以降義務化）

農林水産省では、食品表示の適正化を図るため、従前から、地方農政局、地方農政事務所等の職員による表示の監視を行ってしています。特に、牛肉については、これまでも調査の際に原産地の表示根拠となる仕入伝票等の確認をする等の取組

を行ってきており、引き続き徹底してまいります。

調査の中で、牛肉の原産地を誤認させるような不正表示が確認されれば、JAS法に基づく指示・公表等の措置を適切に講じることとしており、これらの取組を通じ、牛肉の原産地表示に対する消費者の信頼確保に努めてまいります。

今後とも、消費者の食の安全・安心の確保を大前提に、適切に対処してまいります。

なお、米国、カナダ産牛肉等への対応については、  
厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse/yunyu/051209-1.html>

農林水産省ホームページ

[http://www.maff.go.jp/syohi\\_anzen/beef-taiou.html](http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/beef-taiou.html)

を御覧ください。

### **北米産牛肉の輸入再開の条件設定について**

食品安全委員会が出した答申は妥当な見解だと思いますが、消費者はなお、かなりの割合で不安を持っているものと思います。北米産牛肉の輸入再開にあたっては、消費者の選択する権利を保障するため、牛肉を提供する全ての場において、原産国の表示あるいは表示できない場合は消費者に告知することを義務づけてほしいと思います。

(岐阜県 男性 58歳 食品関係業務経験者)

### **米国産牛肉の輸入による加工食品、加工肉の安全と表示**

米国産牛肉の輸入が再開され、それに伴い、加工食品の材料としても使用されると思うが、消費者が判断するための表示が明記されるのでしょうか。

(福島県 女性 43歳 その他消費者一般)

### **輸入再開後は牛肉製品の原産地表示の義務化を**

遂に政府は米国産牛肉の輸入再開に踏み切った。輸入条件にはいくつかの問題も残るが、最終の選択は消費者。その選択基準の判断のため、ガイドラインではなく、国内、輸入を問わず、全牛肉の原料及び加工製品(牛丼に至るまで)の原産地表示の義務化を可及的速やかをお願いしたい。食の安全のため、強力な措置と指導を期待する。

(富山県 男性 74歳 医療・教育職経験者)

### **【農林水産省からのコメント】**

消費者に食品の情報を正確に伝える観点から、原産地など品質に関する情報を提供することは重要です。

このため、平成12年7月から、牛肉を含む全ての生鮮食品に原産地の表示を義務づけるとともに、平成13年4月から、外国で製造された加工食品に製造国名を表示することを義務づけています。

また、国内で製造される加工食品については、平成16年9月に、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるものとして、品目横断的に生鮮食品に近い20食品群を原料原産地表示の対象としたところであり、この中で、「味付けカルビ」、「合

挽肉」、「成形肉」などの牛肉加工品もその対象となっています。(約2年間の移行期間があり、平成18年10月以降義務化)

また、外食における原材料の原産地情報については、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、同年7月に「外食における原産地表示に関するガイドライン」を策定し、外食事業者が自主的に原産地表示に取り組むための指針を示したところです。

本ガイドラインの普及啓発に向けて、政府広報、ウェブサイト等を活用した情報発信に努めているほか、ガイドラインをわかりやすく解説したパンフレット、Q&Aを作成して配布し、併せて、外食事業者、関係団体等に対して説明会を積極的に行い、広くガイドラインの普及に努めているところです。

### **我が国の21ヶ月齢牛のBSE感染の国際的承認の是非**

平成17年12月18日付けの新聞紙上に、日本の生後21ヶ月齢のBSE感染牛の診断を巡って論争が起きているとの記事が掲載されていた。当該牛は国際的に感染牛として承認されていないという論文が発端になっている。今後、米国が30ヶ月未満の牛肉の輸入を強く要求してきたとき、日本も認めざるを得なくなるのではと懸念している。

(広島県 男性 70歳 医療・教育職経験者)

#### **【食品安全委員会からのコメント】**

我が国で確認された21ヶ月齢のBSE感染牛は、迅速試験のエライザ<sup>注1)</sup>試験と確認検査のウエスタン・プロット法<sup>注2)</sup>の両方で陽性となり、厚生労働省の牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議で、それまでの最若齢とされていた23ヶ月齢に加え新たにBSE感染牛と判断されました。

食品安全委員会では、この専門家会議の判定をもとに、米国・カナダ産牛肉等のリスク評価について審議を行ってまいりました。

なお、若齢牛として感染が確認された21ヶ月齢および23ヶ月齢牛については、現在、マウスを用いた接種試験が実施されており、今後ともこれらの動きを見守る必要があると考えています。

注1) 抗原抗体反応を利用した検査法の一つで、病原体などの有無を目印のついた抗体を用いて検査する方法

注2) たん白質の混合物の中から特定のたん白質を検出する方法の一つ

#### **【厚生労働省からのコメント】**

国内で発見された21ヶ月齢及び23ヶ月齢のBSE感染牛については、ウエスタンプロット法により異常プリオンたん白質が検出されたため、厚生労働省の「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」においてBSEと診断されたものです。

#### **【農林水産省からのコメント】**

国内で発見された21ヶ月齢及び23ヶ月齢のBSE感染牛については、厚生労働省

主催の「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」において、科学的根拠に基づき BSE であると判断されたものと考えています。

国際的には、各国は SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）において、原則として OIE（世界獣疫事務所）等の国際基準に基づく検疫措置をとることとされていますが、科学的に正当な理由がある場合、または適切なリスク評価に基づくものである場合には、より厳しい水準の検疫措置をとり得るとされています。

BSE に関しては、各国は独自のリスク評価結果に基づき、又は科学的に未解明な部分が多いことから、暫定的に多くの国が OIE の基準より厳しい措置を講じている状況にあります。

我が国で発見された 21 ヶ月齢及び 23 ヶ月齢については、マウスへの接種試験が行われており、また、その結果について食品安全委員会へも報告することとなっていることから、引き続き、これらの動きを見守る必要があると考えています。

## 4. 鳥インフルエンザ関係

### 鳥インフルエンザ

卵、鶏肉は安全とされていますが、本当に安全なのでしょうか。特に、毎日の食事に欠かせない卵が不安です。一日も早く、安心して生卵を食べられるようにしてほしいです。

(埼玉県 女性 30歳 その他消費者一般)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会は、鳥インフルエンザに関して、従来どおり、現時点において、わが国における鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

インフルエンザウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられていること、鳥インフルエンザウイルスが細胞に入り込むための受容体が鳥のものとは異なること、熱に弱く十分な加熱調理で容易に死滅すること、また、鶏肉・鶏卵を食べることによって鳥インフルエンザが人に感染した例は、これまで世界的にも報告されていないことから、現在のところ鶏肉や鶏卵は安全と考えています。海外におけるヒトへの感染事例は、感染した家きんと密接に接触することにより、呼吸器を通じてウイルスが入り込んで感染したものと考えられています。

鳥インフルエンザに関する情報については、当委員会のホームページ上に、WHO（世界保健機関）の勧告など最新の情報とあわせて掲載していますので御覧ください。

[http://www.fsc.go.jp/osirase/tori/tori\\_161215\\_iinkai.pdf](http://www.fsc.go.jp/osirase/tori/tori_161215_iinkai.pdf)

今後とも、鳥インフルエンザに関する鶏肉・鶏卵等の安全性について、正確でわかりやすい情報の提供に努めてまいります。

### 鳥インフルエンザについて

家庭では、安価で良質のたんぱく質源として欠かせない鶏卵と鶏肉ですが、最近鳥インフルエンザの流行の恐れが大きく報道され、消費者としては不安な気持ちになります。関係者による防止策を切望いたします。

(北海道 女性 57歳 その他消費者一般)

### 鳥インフルエンザについて

養鶏場から鳥インフルエンザが見つかった場合、十分な補償と風評被害対策を国がしていただければ、これからますます増えるであろう鳥インフルエンザの広がりを少しでも押さえることができるのではないだろうか。

(福井県 女性 38歳 その他消費者一般)

#### 【農林水産省からのコメント】

高病原性鳥インフルエンザ対策に関しては、平成17年11月14日に公表した新型インフルエンザ対策行動計画に沿って、農林水産省としても、本病の発生予防及びまん延防止の徹底を図るため、関係機関と連携を図り、対応しています。本病の日本への侵入防止をさらに徹底するため、主要空港において本病発生国・地域からの入国者全てを対象とした靴底消毒を実施するとともに、鶏に関するサー

バランスの強化として、飼養羽数 1,000 羽以上のすべての採卵鶏農場における検査の実施等、防疫対策のより一層の充実を図っています。

また、本病の早期発見のため、生産者に対しては、早期通報を呼びかけているところですが、万が一本病の発生があっても、生産者が安心して通報できるよう、農林水産省では、次のような経営再開に必要な補償及び経営支援策を講じています。

発生農家に対しては、法に基づき殺処分された鶏へ手当金を交付及び家畜防疫互助基金による経営再建支援

移動制限区域内の農家に対しては、鶏卵、ブロイラーの売上減少額や飼料・保管費等の助成

移動制限区域外の農家を含め、本病の発生で影響を受けた農家に対しては、家畜疾病経営維持資金の対象とし、経営再開、継続又は維持に必要な経費を貸付

なお、本病に関する情報につきましては、農林水産省のウェブサイトにも掲載していますので、御参考ください。

<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

#### **鳥インフルエンザについて**

アジアから日本へ鳥インフルエンザの流行が広まった場合、日常生活の中で何に気をつけ、どう行動したらよいのか。そして、もし感染した時には、どんな初期症状があり、どんな治療法があるのか正しい情報がほしい。

(香川県 女性 35歳 その他消費者一般)

## 5. 農薬関係

### 農家における農薬の適正な使用を徹底させるために

農薬の食品健康影響評価について、専門調査会が調査・審議していることはわかったが、実際に農家で農薬が適正に使われているか非常に疑問である。農政事務所の巡回以外に、もっと密に指導する対策を講じられたい。

(岩手県 女性 30歳 その他消費者一般)

#### 【農林水産省からのコメント】

農薬取締法では、すべての農薬使用者に農薬使用基準の遵守を義務づけています。あらかじめ定められている適用農作物、希釈倍率、使用時期等に違反して農薬を使用した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰則が科されます。

農林水産省では、都道府県や農業者団体と連携し、地方農政事務所職員による巡回点検・指導を行うとともに、普及指導員や病害虫防除員による現地指導や講習会、JA職員等を対象とした研修会の開催など、農薬に対する知識の向上や農薬の適正使用の徹底を図るための都道府県の取組を支援しています。

さらに、毎年農薬の使用量が最も多くなる6月を中心に、ポスターやチラシの配布、広報車の巡回による呼びかけ、農家向け研修会の集中実施など、農薬の適正使用の徹底のための農薬危害防止運動を全国的に展開しているところです。

今後とも、こうした農薬の適正使用の確保に向けた取組の充実強化を行うとともに、農家を含む関係者の方々に正確で分かりやすい情報を提供するよう努めてまいります。

## 6. 汚染物質関係

### メチル水銀についての不安

私の妹が妊娠して、メチル水銀の胎児に与える害についてとても不安になっています。妊娠中に魚介類を食べることで、胎児に影響はないのでしょうか。

(埼玉県 女性 30歳 その他消費者一般)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、平成17年8月4日に「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価」を公表しました。

その中で、メチル水銀は胎盤を通して容易に胎児へ移行し、その中枢神経系へ影響を及ぼすことから、妊婦がメチル水銀を摂取してもどのくらいまでならば胎児に影響を及ぼさないか(耐容摂取量)を検討したところ、結論として、一週間当たりの耐容摂取量は2.0µg/kg体重/週とされました。

評価結果の内容などについては、当委員会の季刊誌「食品安全 vol.6」やホームページにおいて掲載していますので、御参照ください。

[http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy\\_methylmercury\\_ga.html](http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_methylmercury_ga.html)

また、どんな魚をどのくらいまで食べてよいかといった具体的な魚介類の情報等については、厚生労働省の「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項」を御参照ください。

#### 【厚生労働省からのコメント】

魚介類は、健康的な食生活にとって不可欠で優れた栄養特性を有する食材です。また、魚介類は、全般的に、自然界の食物連鎖を通じて、特定の地域に関わりなく微量の水銀を含有していますが、その含有量は一般に低く健康に害を及ぼすものではありません。しかしながら、一部の魚介類については、食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して水銀濃度が高いものも見受けられます。近年の水銀の研究報告では、仮に影響があるとしても将来の社会生活に支障があるような重篤なものではありませんが、低濃度の水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされています。このため、妊婦については、魚介類を通じた水銀の摂取に一定の注意が必要と考えられます。

我が国においては、平成 15 年 6 月に妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項を公表したところですが、その後、平成 17 年 11 月に食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、注意事項の見直しを行ったところです。注意事項の見直しにあたっては、国民の水銀摂取実態や魚介類の水銀濃度の調査結果等を基に検討を行いましたが、現在の国民の水銀摂取状況は、食品健康影響評価で示された胎児を対象とした耐容量を用いても、その 6 割程度に維持されていることから、今後ともバランス良く魚介類を摂食することが大切です。妊婦に対する注意事項の詳細については、以下のホームページを御確認ください。

(参考)

妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の見直しについて(平成 17 年 11 月 2 日)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/suigin/051102-1.html>

## 7. 新開発食品関係

### ジアシルグリセロールを含む食品の安全性

厚生労働省は、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について食品安全委員会に意見を求めています。食品安全委員会は、今何が問題になっているのか、現時点での該当食品の安全性、特定保健用食品許可の見直しはなされるのか、審議結果が出るまでのスケジュールなどについて、明らかにされることを望みます。

(東京都 男性 69歳 その他消費者一般)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、平成 17 年 9 月 20 日、厚生労働省より食品健康影響評価の依頼を受け、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループにおいて、「人の健康に影響を与えるような発がんプロモーション作用 がジアシルグリセロール (DAG) にあるのか」ということを主な論点として、平成 17 年 12 月末までに 3 回にわたって議論を行ってきております。具体的には現在、遺伝子改変動物を用いた実験から得られたデータをどのように評価するか、DAG が消化管内でどのように変化し、吸収されるのか、さらに体内や細胞内でどのように変化するか、発がんプロモーション作用の有無について、また発がんプロモーション作用があった場合はどのように評価するかなどについて、多くの専門家から御意見もいただきながら、慎重に議論を進めているところです。

また、厚生労働省では現在も追加試験が行われており、その結果も踏まえて評価を行う必要があると考えられることから、今後のスケジュールについては現時点では未定ですが、これからも会議を公開で行うとともに、さらに議事録についても委員会のホームページで公開することにより審議内容や手続きの透明性を図りたいと考えています。

なお、審議経緯等の詳細については、ホームページを御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/index.html>

<http://www.fsc.go.jp/senmon/sinkaihatu/index.html>

発がんを促進する作用

#### 【厚生労働省からのコメント】

高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食品については、平成 15 年に薬事・食品衛生審議会において安全性、有効性が確認され、特定保健用食品として認められたところですが、薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会報告書において、「念のために、より感度の高いラット等を用いた二段階試験を追加的に行うこと」とされました。また、食品安全委員会からは、薬事・食品衛生審議会による安全性審査は妥当とされましたが、二段階発がん試験については、結果がわかり次第、食品安全委員会にも報告するよう求められました。

これを受けて、平成 15 年度から実施した厚生労働科学特別研究「ジアシルグリセロールの発がんプロモーション作用に関する研究」が行われ、がんになりやすいように遺伝子を組換えた特殊なラットを用いて調査した結果、雄の舌に発がん

プロモーション作用が示唆されるという報告が出されました。ただし、雌の遺伝子組換えラットと普通のラット（雄、雌とも）にはそのような作用は認められておらず、「健康危険情報については結論しえない。追加実験が望まれる」とされました。

この中間的な研究結果については、その要旨を平成 17 年 8 月 4 日に食品安全委員会に報告したところですが、その後、厚生労働省において、追加試験を計画する過程で、DAG に関する内外の新たな知見を入手しました。また、一部の消費者からは、中間的な研究結果に対する関心が寄せられました。このような状況から、同年 9 月 20 日、現時点における高濃度に DAG を含む食品の食品健康影響評価を依頼するとともに、厚生労働省のホームページにおいて「高濃度にジアシルグリセロール(DAG)を含む食品の食品健康影響評価依頼に係る Q&A」を公開しているところです。

厚生労働省としては、今後とも、国民に十分な情報提供を行うほか、食品安全委員会の意見を聞きながら、適切なリスク管理措置を講じていくこととしています。

## 8 . 食品衛生管理関係

### 露店の食品衛生について

7～10 月頃の食中毒が発生しやすい季節に、PTA や自治会主催の食べ物の露店が出されるが、保健所の衛生指導も受けず、検便も提出しなくていいと聞く。あまりにも時代に逆行しているように思う。

(福井県 女性 39 歳 その他消費者一般)

### 【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法では、飲食店営業等の公衆衛生に及ぼす影響の大きい営業については、都道府県等からの営業の許可が必要とされています。また、御指摘のような臨時の露店等についても、施設や調理される食品の衛生管理状況について、販売される食品の種類や調理の有無等により、必要に応じて保健所の食品衛生監視員による監視指導を受けていただくことになります。

食品取扱い施設等における衛生管理や食品の取扱いについて、御懸念の点がありましたら、お近くの保健所に御相談ください。

### 食料品自主回収

最近、食品の製造過程における異物混入等による自主回収が多くなったと感じています。食品業界への行政指導はどのように行われているのでしょうか。安心して食べることができるよう、厳しい指導を望みます。

(和歌山県 女性 30 歳 食品関係業務経験者)

## 【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法に違反する食品が発見された場合には、各都道府県等の保健所において、問題となった食品の製造、流通、販売等の各段階において調査を行い、調査結果を踏まえ事故の原因に関係する営業者に対し、食品衛生法に基づく営業の禁・停止、問題食品の回収・廃棄等の行政処分を講じます。この際、問題食品の回収・廃棄、違反内容の公表等は保健所の監視及び指導の下で実施されます。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

### 再びO157について

平成 17 年 10、11 月に西日本の 3 施設で、O157 の集団感染が発生した。O157 は、細菌の増殖には不適と思われる季節でも少量の菌で発症する強い感染力を持っていることと、体力の弱い人たちが集団生活する施設では特に注意が必要であると痛感しました。

(大阪府 男性 76 歳 食品関係研究職経験者)

### O157 集団感染の原因追求

香川県で 2 ヶ月前に発生した O157 集団感染は、県は終息宣言を出したものの、未だに原因の特定がされていない。この案件をうやむやにすることなく、早急に原因追求を行い、消費者へ正しい情報を届けてほしい。

(香川県 女性 35 歳 その他消費者一般)

### おせち料理の日持ち、保存料の多量摂取について

市販のおせち料理は多岐に渡るが、多くの添加物や保存料が使われているものもあると思う。しかし、中には、保存料などを使用していないものもあり、保存の仕方など注意が必要になる。

(大阪府 女性 34 歳 その他消費者一般)

### 教育現場での食物アレルギー対策

平成 14 年にスタートしたアレルギー物質を含む食品に関する表示制度の下、アレルギー食品への認知は深まったが、教育現場ではまだ徹底されておらず、児童の自己責任にゆだねられている感がある。教員はアレルギーに関して不勉強であるように思われるので、教員にも教育が必要であると考えます。

(香川県 女性 35 歳 その他消費者一般)

## 9. 食品表示関係

### 生鮮食品の「生食可」表示について

店で生鮮食品に「生食可」の表示があるものを見かけるが、それはいつの時点で、誰が判断するのか。また、そのような表示のある食品の購入後の適切な保存方法や、いつまで「生食可」なのかを表示したほうが良いと思う。

(岩手県 女性 30歳 その他消費者一般)

#### 【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法では、食中毒防止の観点から、生で食する鮮魚介類、生力キや鶏卵について、細菌数などの成分規格、加工基準及び保存基準などの規格基準が定まっており、規格に合わない食品は「生食用」として販売してはならないことになっております。

また、生食用の魚介類等の販売に当たっては、「消費期限又は賞味期限」、「保存方法」、「生食用」である旨等を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように見やすい場所に表示することを製造者等に義務づけているところです。

## 10. その他

### 食品安全委員会と食育について

食品安全委員会は、今まで蓄積したデータを、食育推進会議の審議参考資料として提供し、かつ、積極的に参画、助言や提言を行い、我が国の食生活改善に貢献していただきたい。

(福岡県 男性 75歳 その他消費者一般)

#### 「食育基本法」に期待

食育基本法が作られました。私は以前から「食」が人を創ると考えていたので、大変嬉しく思います。この法により、実際、具体的にどんな施策がなされるのか、非常に期待しています。

(岩手県 女性 30歳 その他消費者一般)

#### 学校における効果的な食育のあり方

現在小中学校で行われている食育をより効果的なものにし、子どもたちに知識だけでなく実践力を身につけさせるためには、十分な授業時間の確保と、国、地方、学校現場、家庭が一体となった取組みが大切である。

(長崎県 女性 47歳 医療・教育職経験者)

#### 地域での食育の取組みについて

食育基本法の制定に伴い、地域での関係者、団体等の活動が重要であり、行政とともに連携、協力しながら、食育を推進していくことを望みます。

(長野県 女性 46歳 その他消費者一般)

### **食育基本法が制定されて**

保育園の栄養士として勤務していますが、乳幼児の食生活の乱れを実感しています。「孤食」「偏食」が「キレる」子どもを作り出しているように思います。個人の問題ではなく、社会全体で取り組むよう努めたい。

(東京都 女性 40歳 食品関係業務経験者)

### **身体をむしばむ現代の食生活**

先日、テレビ番組で子どもたちの食生活の実態を目の当たりにした。今まで大人の病気とされていた高脂血症や高コレステロール、肥満などは、ほとんどが食事によるということであった。人間が便利さや豊かさを求めるばかりに、逆に子どもたちの身体をむしばんでいる現実を今の親は知っているのだろうかと思った。

(熊本県 男性 45歳 食品関係業務経験者)

### **確かな食育で確かな人材を**

先日、テレビで、熊本の食の現状を知り郷土料理を体験試食することで食文化の理解を深めようという趣旨の番組を視聴した。確かな食育で確かな人が育ち、未来を開くと信じたい。

(熊本県 男性 45歳 食品関係業務経験者)

### **【食品安全委員会からのコメント】**

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした「食育基本法」が平成17年7月に施行されました。これに基づき、現在、内閣府に設置された食育推進会議（会長：内閣総理大臣）において、食育を総合的かつ計画的に推進するための食育推進基本計画の策定を行っております。

食品安全委員会においても、引き続き食品の安全性の確保に関する情報の提供及びこれについての意見交換を積極的に実施することにより、食育の推進に努めてまいります。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

### **テレビ番組での発言と鶏卵への不安について**

平成17年11月に放映されたテレビ番組中、出演者が養鶏場における照明時間や抗生物質の使用状況等について発言をした。これを単に失言と片付けてしまうのではなく、国民の不安を認識し、家畜の不健康さが人間に悪影響を及ぼしている現状を見直していただきたい。

(沖縄県 女性 45歳 食品関係業務経験者)

### **国産有機食品を増やしてほしい**

国産有機食品は、食の安心・安全につながるし、環境保全、自給率向上にも良いと思うが、種類が少なく高価で手に入りにくい。食の安心・安全の実現にはそれを支える農業も視野に入れた政策が一層必要だと思う。

(三重県 女性 40歳 その他消費者一般)

### **健康食品について**

ある集会で高価な健康食品を勧められた。高齢者や病気で悩んでいる人など多くの人が購入していた。国はこのような健康食品の安全性と販売方法の実態を知り、法をおかすことのないよう監視し、国民を守ってほしいと思う。

(岩手県 女性 48歳 その他消費者一般)

### **電子レンジ取り扱い不向き食品について**

食品の調理法は多様化しています。電子レンジもその調理方法の一つです。しかし、たとえば、食品によっては、金粉入りの食材やあんまんのよう、電子レンジの調理が大変危険なものがあります。そのような電子レンジに不向きな食品や注意が必要な食品には、何らかの表示が必要なのではないでしょうか。

(愛知県 男性 43歳 食品関係研究職経験者)

## **< 情報提供 >**

### **鹿児島県の食の安心・安全セミナーに参加して**

平成 17 年 11 月 28 日、鹿児島県鹿屋市で開催された「食の安心・安全セミナー」に参加した。内容もたいへんわかりやすく、参加者は食の安心・安全についての取組みなどについて、よく理解できたと思います。このような勉強会がこれからも行われ、一般の方々も参加されることを期待しています。

(鹿児島県 女性 55歳 その他消費者一般)